

近江八幡市文化振興基本計画

～協働による文化芸術創造都市をめざして～

平成28年3月

近江八幡市

～ 目 次 ～

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 文化の範囲	
第2章 計画の基本的な考え方	4
1 基本理念	
2 基本目標	
3 基本方針	
4 文化振興をめぐる現状と課題	
5 文化振興の体系	

第2編 施策の展開

第1章 文化的都市景観の形成	19
1 文化的な環境・景観の保全と継承	
2 歴史、文化と調和のとれたまちづくり	
3 地域文化の継承と発展	
第2章 歴史的文化遺産の保存と継承	21
1 伝統文化の保存と継承	
2 文化財の保存と活用	
第3章 文化交流と地域産業の振興	22
1 文化交流の促進	
2 地域資源を活かした産業や観光の振興	
第4章 文化芸術創造都市の創造	23
1 多様な文化活動の推進	
2 文化の情報の収集と発信	
第5章 文化活動の担い手の育成	25
1 文化を創造する人材の育成	
2 文化によるまちづくり	

第6章 協働の仕組みづくり	27
1 文化施設の有効活用	
2 市民との協働	
第7章 計画の推進.....	28
1 推進体制	
2 審議評価組織	
3 重点事業の設定	

第3編 資料

- 1 近江八幡市内所在の文化芸術施設一覧
- 2 近江八幡市内所在の文化財一覧
- 3 近江八幡市文化振興条例
- 4 近江八幡市文化振興審議会設置要綱
- 5 近江八幡市文化振興審議会委員名簿

第 1 編
總 論

第1章 計画策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

現代社会は、価値観の多様化やグローバル化、少子高齢化の進展、高度情報化への対応、地球環境問題、地域社会のつながりの希薄化など、人々の暮らしや都市を取り巻く状況は大きく変化し、先行き不透明な時代といわれています。こうしたなかで、人々は日々の暮らしに生きがいと温かいふれあいを求めています。

人々は、単なる物質的な豊かさだけでなく、精神的なゆとりや豊かさを求めて、文化に対する関心を寄せています。生きがいのある市民の暮らしと温かいふれあい豊かな地域社会の形成に、近江八幡の文化特性を活かしていくことが期待されています。

① 近江八幡市の取り組み

本市では、合併前の安土町において、昭和60年3月に歴史と自然景観を舞台に魅力ある個性豊かな伝統文化都市づくりをめざした「安土町文化条例」が制定され、また、合併前の近江八幡市においては、平成19年3月に「近江八幡市文化芸術振興基本計画」が策定され、「歴史と地域特性を活かした文化の振興」「先人の知恵と精神を活かした文化の伝承」「誰もが文化を享受できる権利」「参画と協働による文化の振興」を計画の理念として文化施策を推進してきました。

平成19年度には、文化庁より「文化芸術創造都市」の表彰を受け、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組んできました。また、文化庁が平成27年度に制定した「日本遺産(Japan Heritage)」初認定の18件のひとつとして、大津市・彦根市・近江八幡市・高島市・東近江市・米原市が申請した「琵琶湖とその水辺景観～祈りと暮らしの水遺産～」が日本遺産として認定されました。その主な構成文化財として「近江八幡の水郷」が選定されています。

合併後の平成26年3月には、市民と行政の協働により「近江八幡市文化振興条例」が制定されました。この条例では文化の振興に関する基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、個性及び活力の豊かな地域の文化生活に寄与することとしています。

このたび、「近江八幡市文化振興条例」の制定を受け、本市の有する多様な文化資源を活かして豊かな文化的都市景観を形成しながら、歴史的文化遺産を守り、地域産業の振興や文化活動の担い手の育成に資する、新しい「近江八幡市文化振興基本計画」を策定することとします。

② 県の取り組み

滋賀県では、心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする「滋賀県文化振興条例」が、平成21年7月に公布・施行されました。また、平成23年には、滋賀県文化振興条例に基づき、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向など

を盛り込んだ「滋賀県文化振興基本方針」が定められ、現在第2次基本方針が検討されているところです。

③ 国の取り組み

国では、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が制定され、文化芸術の振興に当たる基本理念を明らかにするとともに、文化芸術振興施策の総合的な推進や、地方公共団体の文化行政における役割・責務を明文化しました。また、平成27年5月には、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」が閣議決定され、平成32年までの文化政策の方針や「文化芸術立国」の姿を明示しているところです。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックは世界に向けて日本の文化の魅力を発信する大きなチャンスであると捉え、文化庁が開催効果を東京のみならず広く地方にも波及させるため、4年間で文化イベントを20万件開催する機会を活用していくことが望まれています。

2 計画の位置づけ

本計画は、文化施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針を示したものであり、次のような性格を有しています。

- (1) 「文化芸術振興基本法」で明らかにされた、文化芸術の振興についての基本理念や基本的施策を踏まえた計画です。
- (2) 「近江八幡市文化振興条例」で明らかにされた、文化の振興に関する基本理念、市及び市民の役割、また文化の振興に関する施策の基本となる事項を踏まえた計画です。
- (3) 「新市基本計画」の基本目標①「豊かな自然、歴史、文化を守り・育て、未来に引き継ぎます」の主要施策④「歴史・文化の振興と活用」に関連する計画です。

3 計画の期間

計画の期間は平成28年度から平成37年度までの10か年とし、必要に応じ、隨時見直すものとします。

4 文化の範囲

本計画で取り組む文化の範囲とは、概ね、国の文化芸術振興基本法に例示されている対象範囲とし、本市が行っている文化振興施策に関する分野を対象とします。

近江八幡市文化振興条例では、文化とは、「文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メデ

イア芸術（映画、漫画、アニメーション及び電子機器等を利用したもの。）等の芸術、地域において継承されてきた文化的資産（有形及び無形の文化財、生活文化等）、人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景等をいう。」と定められ、また、文化活動は、「文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらを支える活動をいう」と定義されています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

文化の振興に当たっては、近江八幡市文化振興条例に基づき、次に掲げる事項を基本理念として取り組むこととします。

◆文化活動を行うことが市民の権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動に参加できる環境の整備が図られなければならない。

◆市民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

◆文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

◆先人たちの営みによって築かれた文化が市民共有の財産としてわかつあわれ、次代に引き継がれるよう配慮されねばならない。

2 基本目標

基本理念を達成するために、次に掲げる事項を基本目標とします。

1 文化的都市景観の形成

市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努めるものとします。

2 歴史的文化遺産の保存と継承

市は、地域の文化財、伝統的な行事等の歴史的文化遺産の保存及び活用並びに伝統的な芸能の継承及び発展を図るため、歴史的文化遺産の調査、維持管理、修復、整備及び公開に努めるとともに、伝統的な芸能の活動の場及び鑑賞の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとします。

3 文化交流と地域産業の振興

市は、文化の向上を図るため、国内及び海外との文化の交流の促進に必要な施策を講じるとともに、市民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るものとします。

4 文化芸術創造都市の創造

市は、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興、福祉、教育等に領域横断的に活用し、市民団体や地域の民間企業等が協働して、地域課題の解決に取り組む先駆的かつ多様な取り組みを支援するものとします。

5 文化活動の担い手の育成

市は、文化活動を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講ずるものとします。

6 協働の仕組みづくり

市は、市民が自主的かつ主体的に行う文化活動の充実を図るため、市民、芸術家等、事業者、教育機関等・福祉関係団体・医療関係機関及び市との間における様々な協働が活発に行われるよう、協働の仕組みづくり及び場の整備等を行うものとします。

3 基本方針

基本目標の達成に向けて、市民が主体となり、文化振興に力を発揮できるよう、様々な取り組みにおいて市民と協働して文化振興施策を推進していきます。

1 市民の役割

市民は、文化活動を担う主体であることに鑑み、様々な機会を通じ相互に理解し、尊重し、交流を深めることにより文化の振興に寄与するよう努めるものとします。

2 市の役割

市は、基本理念に基づき、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとします。

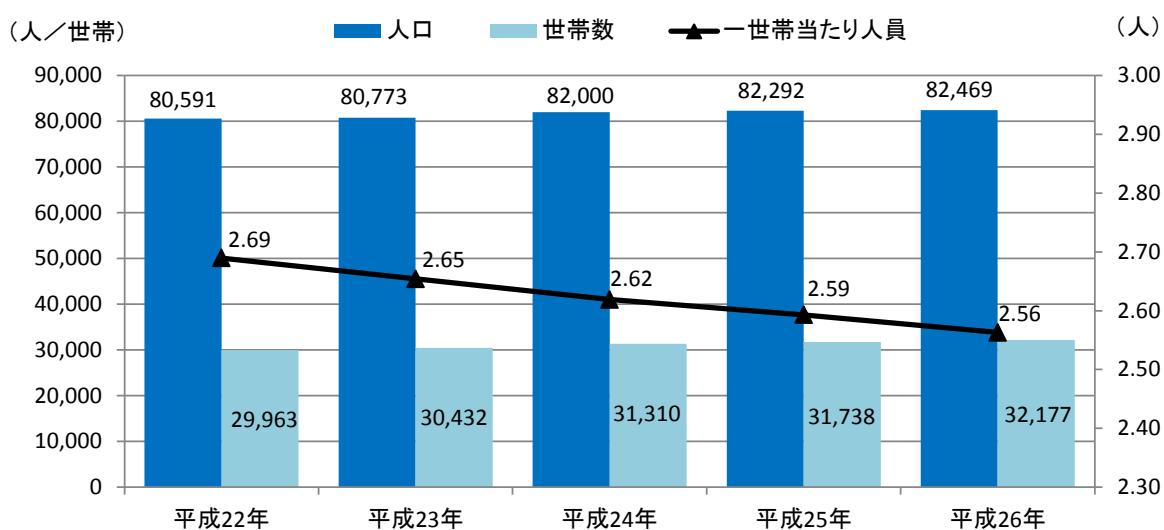
4 文化振興をめぐる現状と課題

① 文化振興を取り巻く市の現状把握

本市における近年の人口および世帯数は、増加傾向で推移しています。一方、一世帯当たり人員は減少しつつあります。

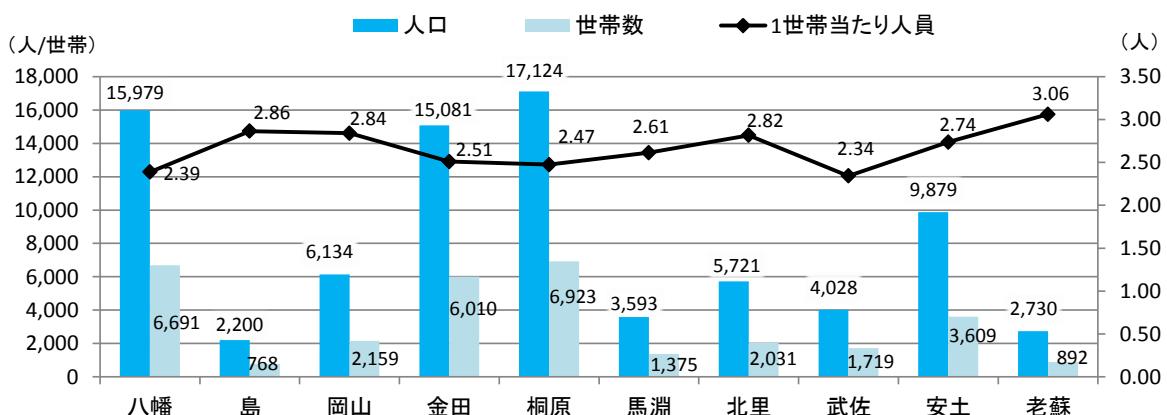
また、地区別では人口・世帯数とともに、桐原、八幡、金田、安土の順に多くなっています。一世帯当たり人員は老蘇で最も多く、武佐で最も少なくなっています。各地区ごとの特性に応じた文化振興が望まれます。

■人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

■人口・世帯数の地区別状況



資料：住民基本台帳（平成26年10月1日）

本市では平成 22 年に、社会教育に限定された公民館を、様々な活動が可能なコミュニティセンターに改めました。その設置条例では、「協働のまちづくりを促進し、特色ある地域社会の形成に資するとともに、市民のコミュニティ活動の拠点として」設置し、次の事業の使用に供すると規定しています。

- (1)市民と行政とが協働のまちづくりを促進するための事業
- (2)住みよい特色ある地域社会の形成に資するための事業
- (3)市民が自主的に交流し、相互の連携を図り、コミュニティ活動を促進するための事業
- (4)その他設置の目的を達成するために必要な事業

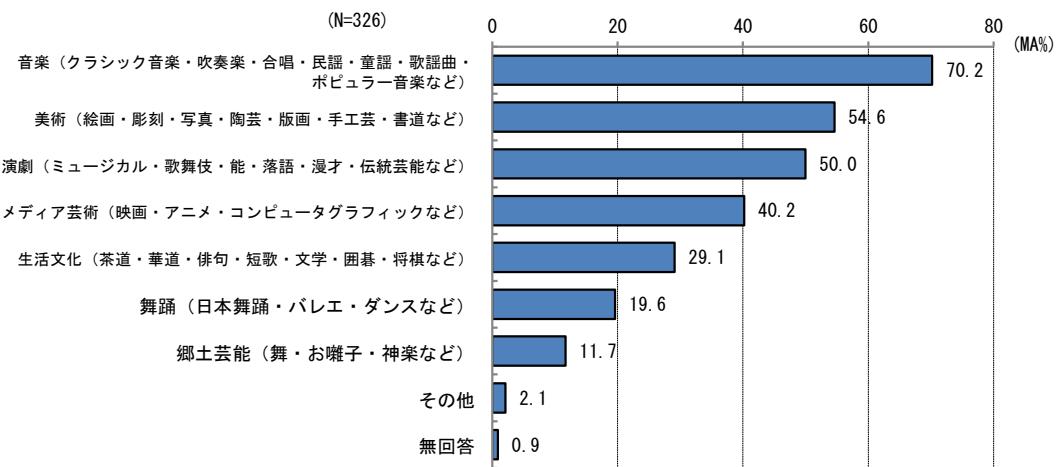
本市の地域コミュニティセンターにおいては、地域の活動拠点として有効に活用されるよう、まちづくり協議会等との連携等の業務を行っています。現在、まちづくり協議会が置かれている 11 の各学区コミュニティセンターは、地域の文化振興のための活動拠点としても、重要な役割を担っています。

② 文化に関する市民意識等の把握

(1) アンケート結果から

本計画策定のためのアンケート調査結果によると、文化・芸術を『大切だと思う』市民は 76.3%と多く、文化・芸術に『関心がある』は 68.5%となっています。関心のある人にたずねた関心ある分野は、市民全体では「音楽（クラシック音楽・吹奏楽・合唱・民謡・童謡・歌謡曲・ポピュラー音楽など）」が 70.2%と最も多く、若い世代では「メディア芸術（映画・アニメ・コンピュータグラフィックなど）」が 88.2%と最も多くなっていました。

■関心ある文化・芸術の分野

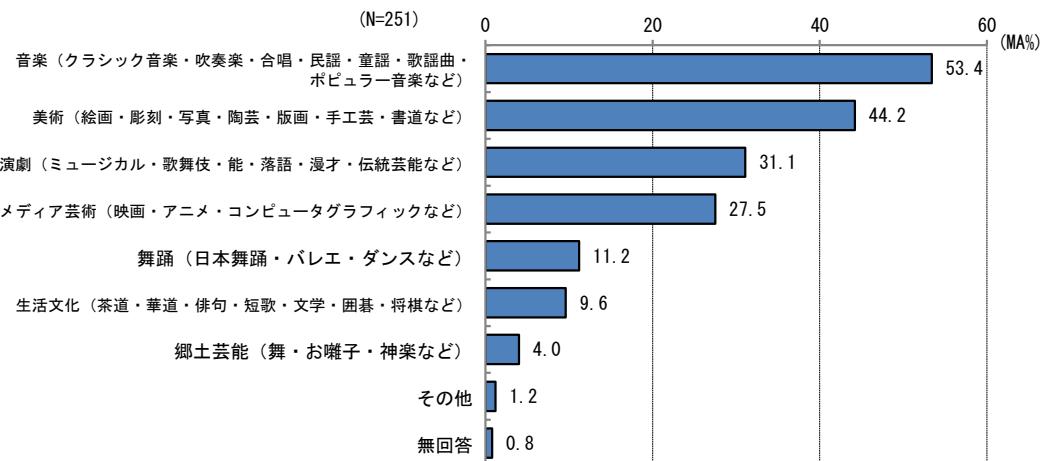


過去 1 年間における文化・芸術の鑑賞の有無は、「鑑賞した」が 52.7%、「鑑賞していない」が 45.8%と、過半数が鑑賞しています。鑑賞した分野は、「音楽（クラシック音楽・吹奏楽・合唱・民謡・童謡・歌謡曲・ポピュラー音楽など）」が 53.4%と最も多くなっています。また、今後、鑑賞したい文化・芸術の分野は、「音楽（クラシック音楽・吹奏楽・

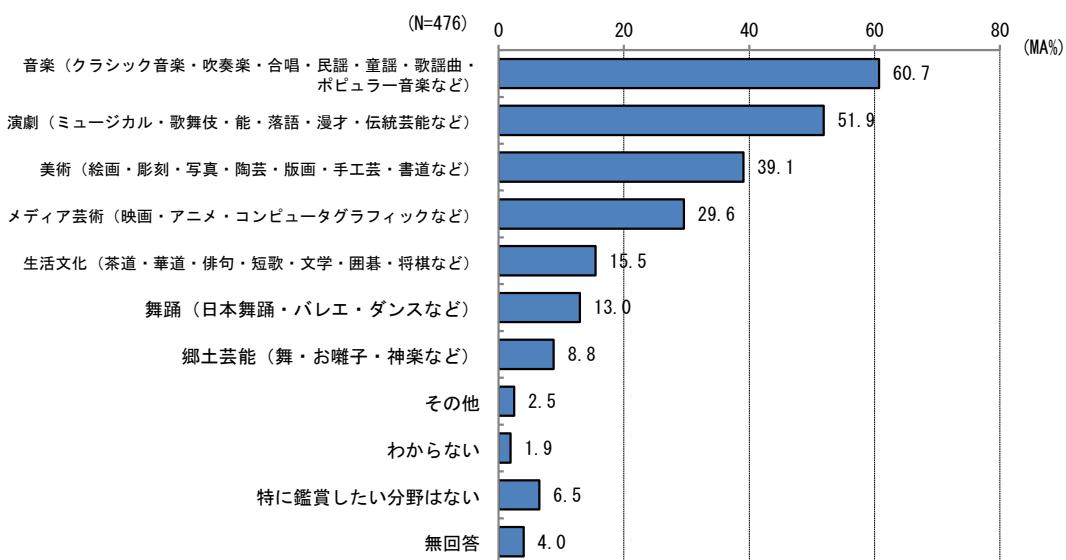
合唱・民謡・童謡・歌謡曲・ポピュラー音楽など)」が60.7%と最も多くなっています。

鑑賞に出かけなかった方にその理由を尋ねたところ、「仕事や家事・育児・介護などで時間的余裕がない」が39.4%と最も多く、次いで、「行きたいと思うような魅力ある公演や展覧会等が少ない」が26.6%となっています。18~19歳・20代、30・40代では、「仕事や家事・育児・介護などで時間的余裕がない」が60%以上と、とくに多くなっています。

■過去1年間に鑑賞した分野



■今後観賞したい文化・芸術の分野

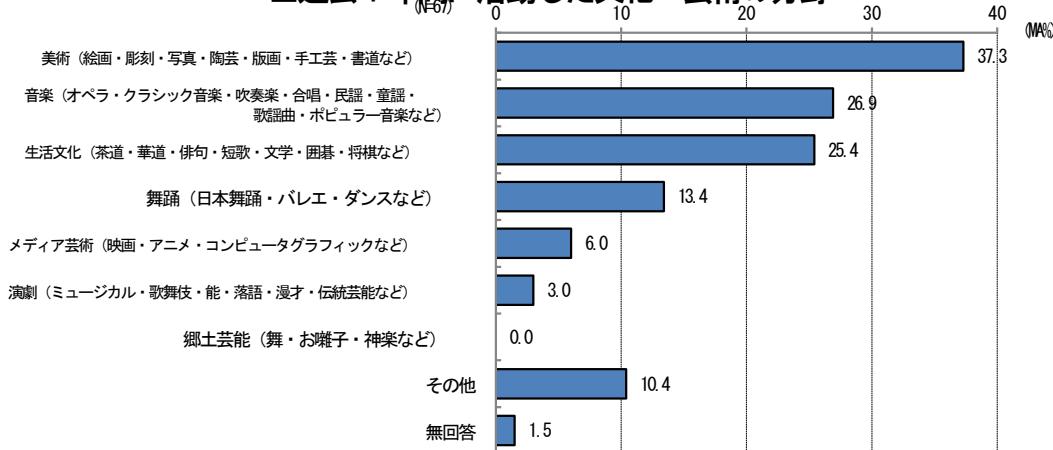


過去1年間における文化・芸術活動の有無は、「活動した」が14.1%、「活動していない」が84.9%となっています。活動した分野は、18~19歳・20代、30・40代では「音楽 (オペラ・クラシック音楽・吹奏楽・合唱・民謡・童謡・歌謡曲・ポピュラー音楽など)」が最も多く、50・60代、70歳以上では「美術 (絵画・彫刻・写真・陶芸・版画・手工芸・書道など)」が最も多くなっています。これを男女別にみると、男性では、「生活文化 (茶道・華道・俳句・短歌・文学・囲碁・将棋など)」が32.0%と最も多く、女性では、「美術 (絵画・彫刻・写真・陶芸・版画・手工芸・書道など)」が42.9%と最も多くなっています。

活動していない理由は、「仕事や家事・育児・介護のため活動時間を確保することがで

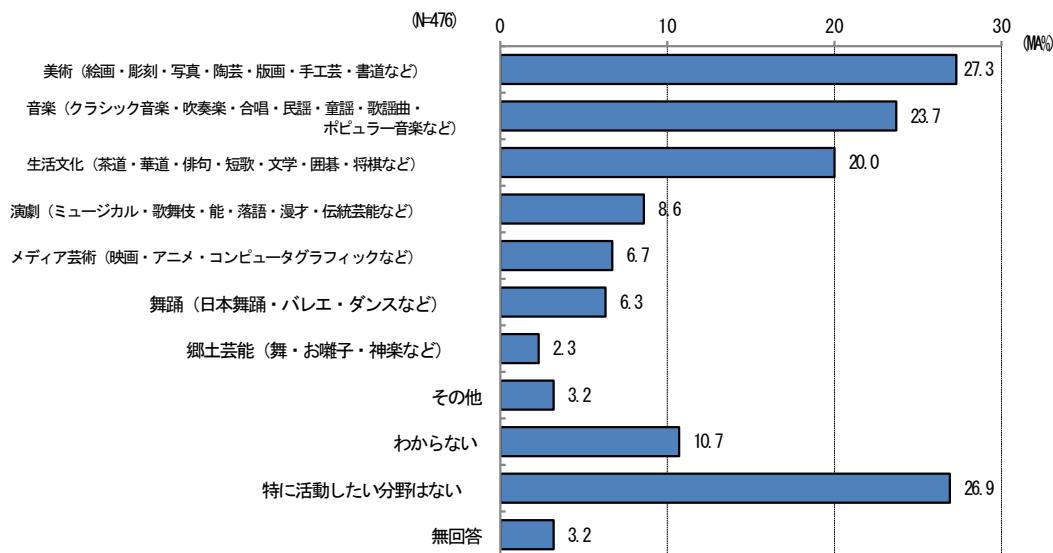
きない」が40.1%と最も多く、とくに30・40代では60.4%と多くなっています。また、18~19歳・20代では、「活動する気持ちがない」が57.9%と最も多くなっています。

■過去1年間に活動した文化・芸術の分野



今後、活動したい分野は、「美術（絵画・彫刻・写真・陶芸・版画・手工芸・書道など）」が27.3%と最も多く、次いで、「音楽（クラシック音楽・吹奏楽・合唱・民謡・童謡・歌謡曲・ポピュラー音楽など）」が23.7%、「生活文化（茶道・華道・俳句・短歌・文学・囲碁・将棋など）」が20.0%となっており、「特に活動したい分野はない」も26.9%となっています。

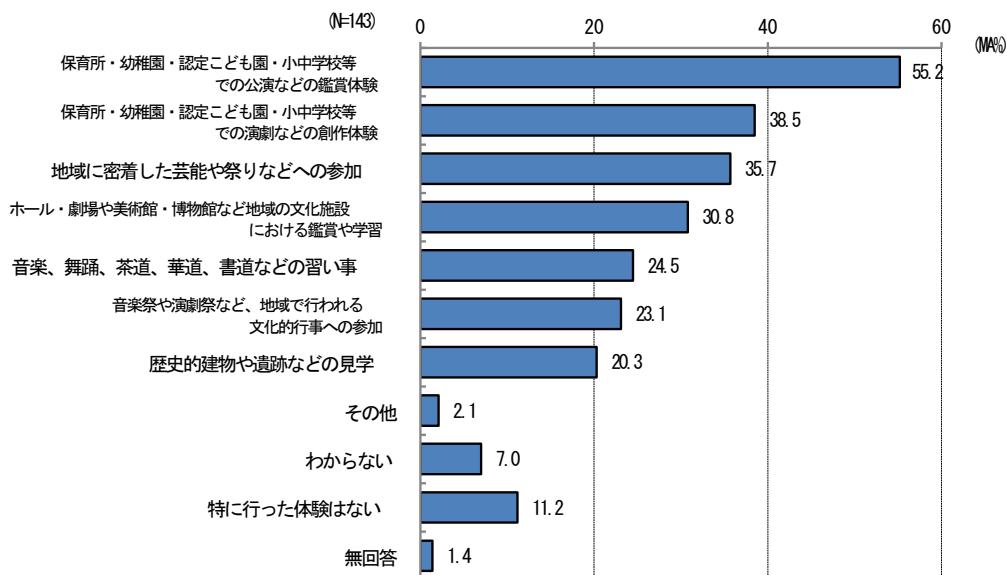
■今後活動したい文化・芸術の分野



子どもがいる方に、子どもが行ったことのある文化・芸術活動の体験を尋ねたところ、「保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等での公演などの鑑賞体験」が55.2%と最も多くなっています。子どもが文化・芸術活動の体験をするために重要なことは、「保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等での公演などの鑑賞体験を充実させる」が52.3%と最も多く、子どもが文化・芸術活動の体験をすることにより期待する効果は、「文化・芸術に关心を持つきっかけになる」、「日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つよう

なる」、「美しさなどへの感性が育まれる」、「コミュニケーション能力が高まる」が、いずれも約40%以上と多くなっています。

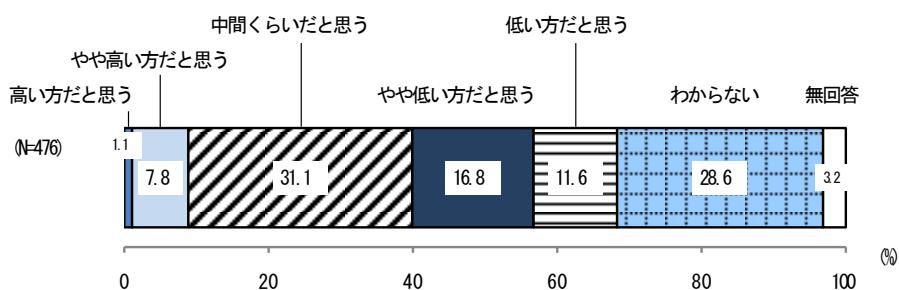
■18歳未満の子どもがいったことのある文化・芸術活動体験



市民が思う近江八幡市の文化・芸術水準については、『高い』とする人は1割にも満たず、逆に『低い』とする人が3割弱となっています。今後は、『低い』という評価を減少させるとともに、『中間』と思う人、「わからない」と判断のつかない人たちにも、『高い』と思っていただけるような水準を上げていく文化振興が必要となります。

近江八幡市の文化・芸術の水準を「高い」と思う方にその理由を尋ねたところ、「歴史的文化財が保存・活用されている」が78.6%と最も多く、次いで、「地域の郷土芸能（祭典など）が保存・伝承されている」が59.5%となっています。一方、近江八幡市の文化・芸術の水準を「低い」と思う方にその理由を尋ねたところ、「身近で文化・芸術活動を鑑賞できる機会が少ない」が57.8%と最も多くなっています。

■近江八幡市の文化・芸術の水準

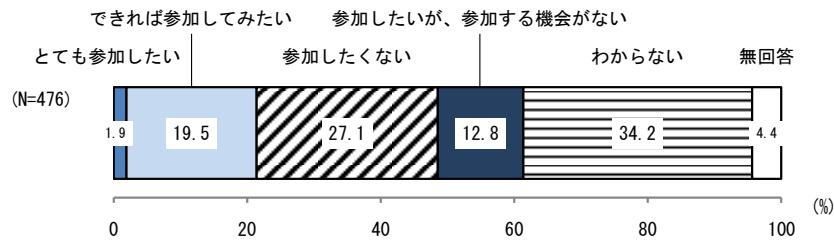


近江八幡市における文化・芸術環境の満足度について、『満足』（「非常に満足している」と「やや満足している」の合計）は19.1%、『不満』（「あまり満足していない」と「全く満足していない」の合計）は39.7%となっています。市の文化水準の高低を問う項においても、「中間」から「低い」のほうが多くなっていました。総合的な文化・芸術環境づくりは、重要課題となります。そのためには、文化・芸術にかかるソフト面、ハード面をトータルにとらえるとともに、整備すべき事項の必要性や優先順位を吟味しつつ、満足度を

上げていくための方策を練ることが必要となります。

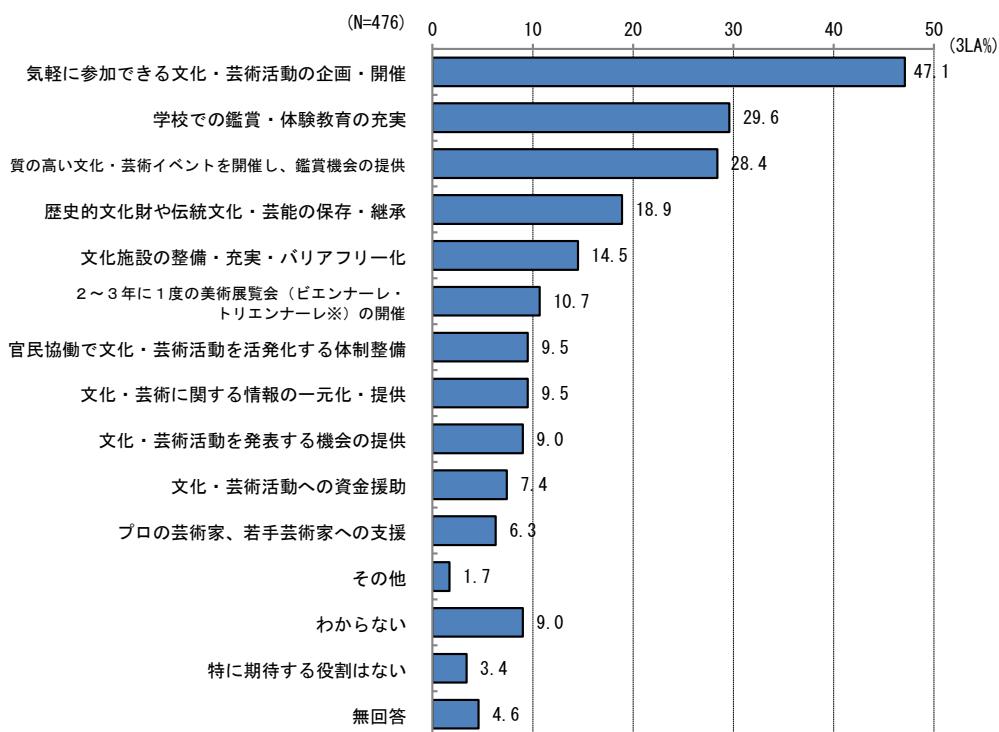
文化・芸術活動に関してコーディネーターやプロデューサーなどアーティストと市民をつなぐ活動に参加してみたいと思うかたずねたところ、『参加したい』（「とても参加したい」と「できれば参加してみたい」の合計）は21.4%であり、「参加したくない」（27.1%）のほうが多い割合ですが、「参加したいが、参加する機会がわからない」（12.8%）、「わからない」（34.2%）との回答にみられるように、顕在層、潜在層含めて、判断に迷う市民の参加意欲の醸成が課題となります。コーディネーターやプロデューサー活動への参加意向が2割強ということは、5人に1人が担い手になり得るという結果であり、文化・芸術活動は核となるアーティストだけのものではなく、裏方としての活動機会は市民に広く開かれているものという認識を得ることも課題となります。

■アーティストと市民をつなぐ活動への参加意向



今後の近江八幡市における文化・芸術振興のため、市の役割として期待するものは、「気軽に参加できる文化・芸術活動の企画・開催」が47.1%と最も多く、「学校での鑑賞・体験教育の充実」が29.6%、「質の高い文化・芸術イベントを開催し、鑑賞機会の提供」が28.4%となっています。市の役割として、気軽な参加機会の企画・開催が求められています。近江八幡市の文化・芸術の水準を「低い」と思う方の理由として、「身近で文化・芸術活動を鑑賞できる機会が少ない」が6割弱であったこととも関連し、「身近さ」、「気軽さ」が市の文化・芸術振興にとっての重要なスタンスとなります。

■文化・芸術振興のため、市に期待する役割



(2) ヒアリング結果から

市内のコミュニティセンターおよび文化芸術団体へのヒアリングを行い、計画策定に向けた整理を行いました。文化振興に関する「ヒト」の側面では、高齢者、子どもとその親世代が鑑賞・活動含めて核となる層といえます。また、講師等の人材や行事・イベント等に携わる支援人材の活用が課題となっています。

地域でのヒアリングでは、活動する市民の後継者不足がとりあげられ、サークル活動の新陳代謝を図り活性化していく必要がみられました。また、近江八幡市あるいは、各地域ならではの特色づくりが求められており、将来を見据えた持続可能な文化振興が課題となります。

文化振興の具体的な内容としては、伝統行事や文化にはじまり、独自の文化や食べ物、例えば福祉と結びついた分野横断的な様々な活動などのテコ入れが必要とされ、運営面においての情報発信等は重要となります。

実際には、文化振興の機会と場を増やすことが肝要であり、文化会館や公共施設等の整備と活用、集客や採算性、用途による各施設の使い分けを行うとともに、運営方針を明確化し、活用機会を拡大していくことが必要です。

さらに、市の文化施策に関する満足度を高めていくための取り組みも必要であり、市の中核施設である文化会館のサービス品質を高めて活用方策を練っていくこと、文化祭の今後の方向を模索していくこと、文化への参加者・関与者を拡充して、市としてのトータルな文化ネットワークを形成していくことが重要となります。

③ 市の文化施策の現状と課題

(1) 文化としての景観

＜現状＞

伝統的な構造物、重要文化的景観の保存活用が図れ、多くの方の来訪が得られ、地域の活力となっています。建築物等の外観については、変更となる行為に対する指導により、風景の保存・創出につながっています。また、環境まちづくり活動団体と連携、協働しながら、市域各地での環境保全と啓発に取り組んでいます。ヨシ群落の保全に向けた事業では、水質浄化や文化的景観の保全に努めました。

＜課題＞

- ・一部で、伝統的な建造物の保存が困難になっています。
- ・啓発看板や広報、ホームページ等で啓発しているものの、散在性ゴミ等の投棄など、ルール、マナーの欠如に伴う行為が未だに発生しています。
- ・調和がとれていない建物が建ってしまうことがあります。
- ・適正な維持管理の実施には相当の軽費がかかります。

(2) 伝統文化の保存と伝承

＜現状＞

幼稚園児を対象とした茶道体験などを通じて、伝統文化の継承が図られています。まちづくり懇談会では、同和問題の歴史に関する学習などが行われました。地域に愛着をもつ子どもたちが増え、講師等の指導者の意識も高まっています。

<課題>

- ・茶道等の文化体験を通じて相手に対する礼儀や話を聞く態度等、日常の生活に活かす必要があります。
- ・様々な分野での文化継承に向け、新たな講師の確保と登用が課題となっています。
- ・学習内容が多い中、取り組む時間の工夫が求められています。

(3) 文化財の保存と活用

<現状>

発掘調査による報告書の刊行を経て、地域の歴史資料の蓄積が進んでいることにより、地域の歴史の再評価や、歴史遺産をもととする観光事業の参考資料として機能しています。文化財については多くの関心が寄せられ、指定文化財の保存が図れ、年間を通して公開により、市民の関心が高まっています。

<課題>

- ・普及啓発活動が少なくなっています。
- ・市史編纂事業については、掲載情報のもととなる資料の閲覧対応や、資料受入の依頼が増えています

(4) 多様な文化活動

<現状>

国際協会を通じた国際交流事業により、国際理解、多文化共生の推進の意識が根付きつつあります。人権擁護の推進では、講演等による学習や他文化交流を行うことで、人権意識向上と相互理解が深められました。退職者の閉じこもり予防の講座においては、仲間づくりやボランティアの興味に繋がり、自主グループ化が図されました。

<課題>

- ・国際交流及び多文化共生に係る実施事業が恒常化し、参加者が固定化していることから、内容の見直しが必要となっています。
- ・人権フェスティバルの開催事項の見直し、参加者の増加が課題となっています。
- ・退職者向け講座修了生が地域活動に繋がるようなフォローが必要です。

(5) 文化を創造する人材の育成

<現状>

近年では1名の海外派遣研修を行うとともに、語学力の向上を目指し年間を通じた集団語学研修を実施しています。文化会館については、新しい企画への挑戦、新たな層の参加者の獲得を図りつつ、文化・芸術にかかる公演の実施等により本物に触れる機会を提供しています。

<課題>

- ・文化ボランティアやNPOなど文化芸術に関する人材を育成していく必要があります。
- ・文化会館の採算性、公演やワークショップの参加増などが求められています。
- ・舞台芸術等の観客数の減少への対応、買取公演への偏り、マネジメントできる人材の育成が課題となっています。

(6) 文化情報の収集と発信

<現状>

事業の周知、参加促進に努めるとともに、文化活動の場づくり、活動団体の育成を図つてきました。障がい福祉の分野では、「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」等の活動を通じて、障がい者への理解が深まっています。

<課題>

- ・市広報誌の場合は誌面の制限により、直前の発信が難しくなっています。
- ・参加者の増加、裾野の広がり、新たなジャンル・層への広がりが課題となります。

(7) 文化施設の有効活用

<現状>

匠の里では、日本画や陶芸の魅力の浸透により、伝統技術を普及してきました。図書館に関する情報は、毎年度の「図書館の概要」に集約しています。総合医療センターにおいては、毎月1回「やよいコンサート」や絵画の展示をエントランスホールにて開催しています。また、近年、市民共生センターは、障がい者の余暇支援、社会参加の場としても活用されています。

<課題>

- ・文化会館の老朽化に伴い、耐震化等の整備が必要となっています。
- ・図書館サービスの向上が課題となっています。
- ・市民共生センターでは、築10年が過ぎ、利用者が安心し安全に利用できる施設の維持管理が求められています。

(8) 文化によるまちづくり

<現状>

市では、各学区における文化事業の発展に結びつくよう、各学区文化祭等、まちづくり協議会の文化活動を支援しており、年々参加者及び観覧者が増えてきています。他にも、市民協働による事業を行ってきました。

<課題>

- ・各課が自ら行っている事業に関して、市政モニター制度を活用し浸透させていくかが課題となっています。
- ・市民より提案された事業の実現化に向けた取り組みができるかが課題となります。

④ 市の文化資源発掘及び方向性等の検討

(1) 文化・芸術を担う地域人材の発掘・育成

地域文化の振興には、人材の発掘と育成が不可欠であり、同時に情報の発信を積極的に行う必要があり、そのための仕組みづくり、仕掛けづくりが求められます。

文化・芸術に関する地域経営視点においては、マネジメントの4要素であるヒト・モノ・カネ・情報が礎となります。文化・芸術を鑑賞する側の人、活動する側の人、鑑賞と活動をつなぐ役割を担う人の連携・協働により、他の要素が発動されて、文化芸術の振興につながっていきます。

(2) 文化・芸術の多様性による地域の創造

文化・芸術については、大きく、古来からの伝統を継承していく側面と、新たなアートを創造していく側面があります。また、文化財や作品などそれ自体が鑑賞の対象となる「モノ」的側面と、行催事やイベントなどの「コト」的側面があり、これらが一体的に作用し合って、人々に喜びや感動の体験をもたらします。

また、身近な生活に根ざした文化もあれば、高尚で高度な芸術性を帯びた文化もあります。これらすべてが、市民に開かれた対象となるように、様々な年代層やライフスタイルに向けた文化・芸術を模索していくこと、文化財のみならず景観も含めた地域の資源を有効活用して新たな魅力を創出していくことが課題となります。

地域の歴史に未来を包括して、いま現在で、どの時点を切り取ってクローズアップし、地域の人や生活のための創造性を提供できるかという視点が大切です。さらに、産業や観光、医療や福祉といった各分野と縦横無尽につながる多様な生活の可能性が存します。

(3) 市民協働による文化・芸術の振興

文化・芸術は、地域に浸透していく要素であると同時に、地域を創造していく原動力でもあります。そこには市民が介在し、あるときは主体的に、あるときは客観的に文化・芸術と関わります。

近江八幡市ならではのモノ・コト・ヒト・情報の創出や再発見・再構築をめざすには、市民との協働が欠かせません。豊かな自然環境や由々しき歴史的資源だけでなく、市民文化を創り出すための機会と場づくりが必要となります。

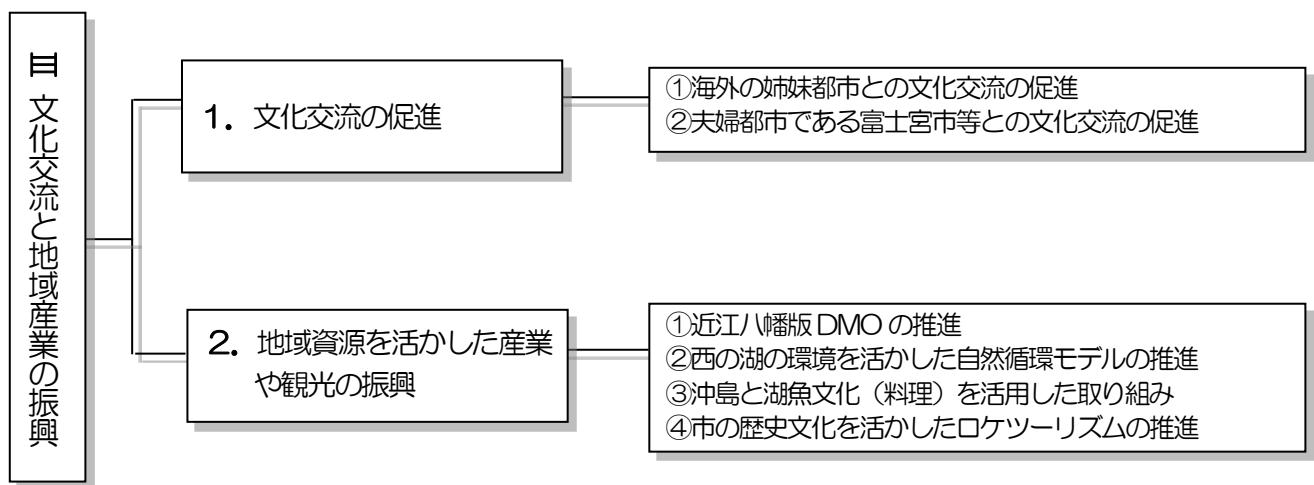
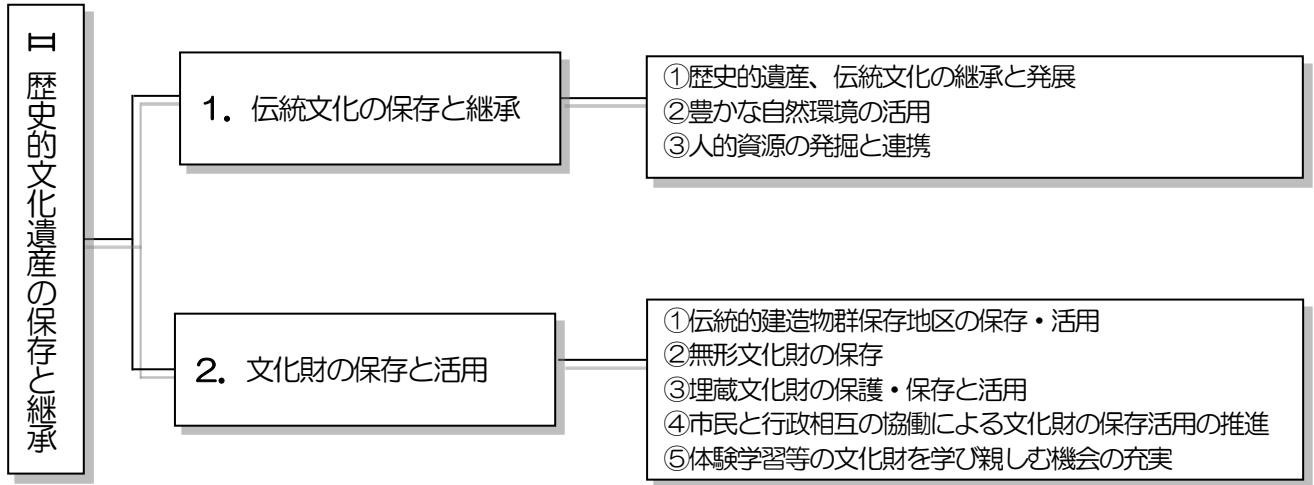
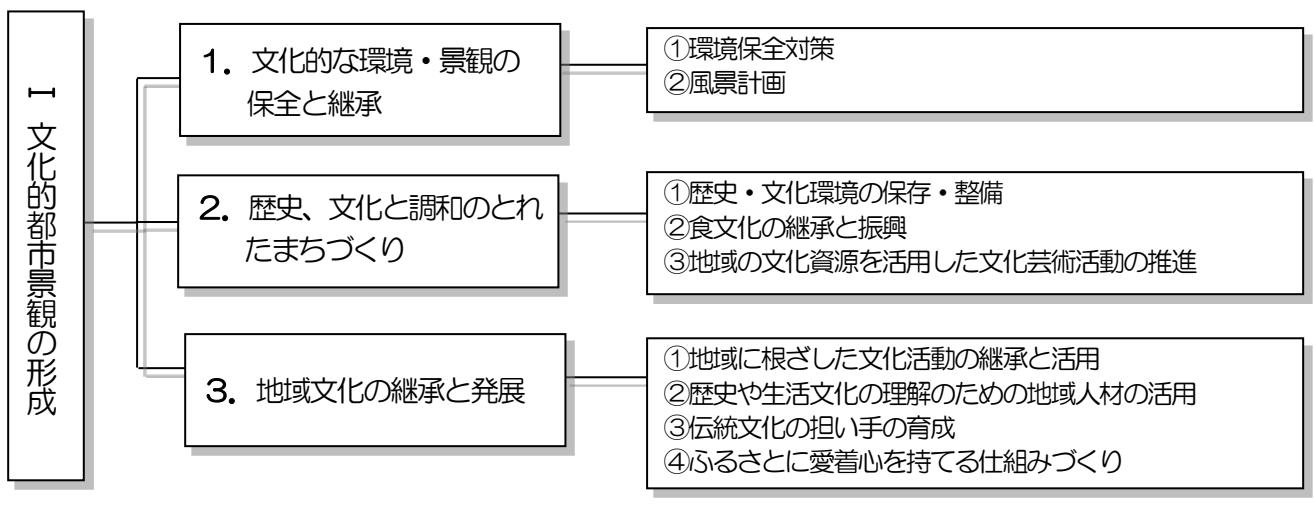
現状においても、市内の各地区では、まちづくりと連動したコミュニティ活動が実践され、文化的な生活は市民の一部となっています。今後も、日常・非日常含めた、創造的で文化的な生活とともに、芸術鑑賞・活動を拡充していくことが、市民一人ひとりの魅力ある輝きとなり得ます。そのためには、行政はじめ関与者や市民の協働による実行力を発して文化芸術振興を進めていくことが重要です。

5 文化振興の体系

基本目標

基本施策

具体的取り組み



基本目標

基本施策

具体的取り組み

Ⅳ 文化芸術創造都市の創造

1. 多様な文化活動の推進

- ①市民主導の文化芸術活動の育成
- ②地域間交流・世代間交流等による新たな文化の創造
- ③体験や参加、参画機会の充実
- ④文化芸術に接する機会の拡充
- ⑤誰もが文化活動に参加できる環境づくり
- ⑥顕彰の実施
- ⑦文化会館の積極的な利用

2. 文化の情報の収集と発信

- ①文化情報の収集・発信
- ②文化団体に関する情報の発信
- ③文化団体の交流の場の確保
- ④文化情報のネットワークづくり
- ⑤近江八幡市出身文化人・芸術家の把握と連携
- ⑥図書館資料と専門職員の充実

△ 文化活動の担い手の育成

1. 文化を創造する人材の育成

- ①後継者育成の仕組みづくりと指導者の育成
- ②子どもたちの文化創造体験の拡充
- ③地域文化振興の担い手の育成

2. 文化によるまちづくり

- ①市民の企画・立案・運営による文化芸術の振興
- ②地域の文化団体による文化活動の推進
- ③学校教育における文化活動の充実
- ④医療機関、福祉施設等との連携
- ⑤東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組

△ 協働の仕組みづくり

1. 文化施設の有効活用

- ①文化会館の利用促進
- ②行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備
- ③施設・設備の充実等
- ④県・近隣市町との交流・連携

2. 市民との協働

- ①市民文化活動への支援の拡充
- ②市民が主役の文化振興の仕組みづくり
- ③市民参画・協働型事業の充実

第2編

施策の展開

第1章 文化的都市景観の形成

1 文化的な環境・景観の保全と継承

近江八幡の魅力ある風景を守り、次世代に引き継ぐことにより、文化的な環境・景観づくりに努めます。

①環境保全対策

- ・西の湖等における地域の生態系の保全
- ・身近な自然環境の評価と継承
- ・伝統的建造物群保存地区等の歴史的・文化的景観等の保護
- ・近江八幡の水郷等の環境特性を活かした地域の活性化

②風景計画

- ・水郷風景の維持と活用
- ・伝統的風景の維持と活用
- ・街道風景の維持と活用
- ・里山の整備
- ・沖島の離島振興事業

2 歴史、文化と調和のとれたまちづくり

創造性豊かな地域の特色ある資源の活用は、地域の魅力的なまちづくりにつながります。このため、地域固有の文化資源を掘り起こすとともに、伝統に基づく食文化やものづくり技術などを活用することなどにより、歴史・文化環境と調和のとれたまちづくりにつなげていきます。

①歴史・文化環境の保存・整備

②食文化の継承と振興

③地域の文化資源を活用した文化芸術活動の推進

3 地域文化の継承と発展

私たちは地域の独自のすばらしい文化の中で暮らしています。世代を越えて受け継がれてきたこの地域文化を絶やすことなく後世へ伝え広げるとともに、新たな文化の創造へつなげ

ていくことが重要です。このため、郷土の偉人を顕彰するとともに、地域に根ざした文化活動を支援し、地域性豊かな市民文化の振興に努めます。

- ①地域に根ざした文化活動の継承と活用
- ②歴史や生活文化の理解のための地域人材の活用
- ③伝統文化の担い手の育成
- ④ふるさとに愛着心を持てる仕組みづくり

第2章 歴史的文化遺産の保存と継承

1 伝統文化の保存と継承

本市には、様々な歴史的資産、伝統文化があります。また、近江八幡のアイデンティティでもある湖や緑豊かな自然環境もあります。さらに、古くからゆかりの文化人が暮らし、現在も各分野の専門性や学識経験を持った市民が居住されています。そしてなによりも本市を愛するすべての市民が近江八幡の文化資源といえます。これら本市の持つ文化の力を発揮して、個性と活力ある地域づくりを進めていきます。

①歴史的資産、伝統文化の継承と発展

- ・文化財講座をはじめとする地域学習の機会提供の促進

②豊かな自然環境の活用

- ・ヨシ群落の保全や里山整備の充実

③人的資源の発掘と連携

- ・伝統文化継承のための地域リーダーの育成

2 文化財の保存と活用

先人が情熱を注ぎ築き上げ受け継いできた数々の文化財は、私たちの心のより所であり大切な財産です。そして文化財を守りながら、さらに新たな文化の創造につなげていくことが重要です。このため、文化財保護思想の普及と啓発を図り、数ある有形・無形の文化財を後世に引き継ぎます。また、埋蔵文化財の調査や研究に努めます。

①伝統的建造物群保存地区の保存・活用

②無形文化財の保存

③埋蔵文化財の保護・保存と活用

④市民と行政相互の協働による文化財の保存活用の推進

⑤体験学習等の文化財を学び親しむ機会の充実

第3章 文化交流と地域産業の振興

1 文化交流の促進

様々な文化が交流しあうことは、異なる文化と接することで自らの文化を再認識することとなり、新たな文化の創造へと発展していく契機となります。そのため、海外の姉妹都市や国内の夫婦都市との文化交流の促進を活発化していきます。

①海外の姉妹都市との文化交流の促進

- ・ユネスコ記憶遺産への登録取り組み

②夫婦都市である富士宮市等との文化交流の促進

2 地域資源を活かした産業や観光の振興

本市の魅力ある伝統文化を継承しつつ、地域資源を活かした産業や観光の振興など、様々な分野で戦略的な施策を推進していきます。

①近江八幡版DMO^{*}の推進

※DMO (Destination Marketing／Management Organization) とは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えたもの。

②西の湖の環境を活かした自然循環モデルの推進

③沖島と湖魚文化（料理）を活用した取り組み

④市の歴史文化を活かしたロケツーリズム（映画やドラマのロケ地を情報発信）の推進

第4章 文化芸術創造都市の創造

1 多様な文化活動の推進

市民の文化活動は、心の豊かさや充足感を得るだけなく、活力に満ちた社会や個性豊かな地域の形成など、様々な形で地域などにも還元されます。そのためには、地域間や世代間の文化交流を積極的に進めるとともに、市民誰もが多様な文化活動に参加したり、文化芸術に触れる機会を拡充する必要があります。それぞれの活動を高め、拡げるとともに、このような文化を通じた公益的な市民活動を支援していきます。

また、市民が文化芸術に身近に触れる機会を充実するとともに、乳幼児・妊産婦、高齢者、障がい(児)者、外国籍市民、また一人暮らしや引きこもりになりやすい人など、市民誰もが多種多様な文化芸術を鑑賞・創造したり、多彩な文化活動に身近に参加できる環境づくりを進めています。

①市民主導の文化芸術活動の育成

- ・市民文化祭・市民音楽祭の充実

②地域間交流・世代間交流等による新たな文化の創造

- ・祭りや伝統文化を通じた地域間交流の促進
- ・高齢者・児童等の世代間交流事業の推進

③体験や参加、参画機会の充実

- ・学校教育等におけるアウトリーチ活動の推進

④文化芸術に接する機会の拡充

- ・ストリート芸術活動等、身近な場で芸術に触れる場の拡充

⑤誰もが文化活動に参加できる環境づくり

- ・子どもや子育て中の人方が参加しやすい環境の整備
- ・高齢者が参加しやすい環境の整備
- ・障がい者が参加しやすい環境の整備
- ・外国人が参加しやすい環境の整備

⑥顕彰の実施

- ・近江八幡市文化芸術賞の検討と実施
- ・近江八幡市子ども文化芸術賞の普及啓発

⑦文化会館の積極的な利用

- ・文化会館の利用促進の検討

2 文化の情報の収集と発信

近江八幡市の文化の魅力を高め、市民の文化芸術活動が活発に行われるためには、情報の収集と発信のための仕組みづくりを行い、市民が必要とする情報を効果的に提供することが必要です。

市民だれもが容易に市内・市外の文化情報を手に入れることができるような情報流通の仕組みを構築していきます。市民文化活動における様々な情報交換が可能になるような双方向の情報の流れを作るなど、情報によって文化活動がよりいっそう活性化する仕組みを検討していきます。特に、情報通信技術の目覚しい革新から様々な新しいメディアが開発されてきており、それらへの対応も大きな課題として取り組みます。

また、本市で育った文化人、芸術家との連携、応援体制を確立することも必要です。

さらに、文化芸術の創造活動を支援するとともに、本市の個性的で多様な文化活動を市内で情報共有するとともに、市外・国外へと発信していきます。

①文化情報の収集・発信

- ・広報・ホームページの活用

②文化団体に関する情報の発信

- ・まちづくり協議会だより等、地域発の情報発信の促進

③文化団体の交流の場の確保

④文化情報のネットワークづくり

- ・まちづくり協議会を軸とした地域の文化交流の促進

⑤近江八幡市出身文化人・芸術家の把握と連携

第5章 文化活動の担い手の育成

1 文化を創造する人材の育成

市民が、その地域の自然や歴史などの文化に対する理解を深めるとともに、地域文化の大切さを知り、担い手を育成していくことにより、次の世代への文化の継承だけでなく、新たな文化の創造へつながっていきます。

年齢や経験に関わらず、一人でも多くの人に文化に関心を持つてもらい、活動に参画してもらうとともに、企画・制作、運営や情報提供など、地域文化振興に必要な専門知識をもった市民を増やしていきます。

また、子どもたちが様々な文化に触れ、文化に興味を持つことは、自らの文化活動への取り組み意欲の促進にもつながります。青少年期の文化に関する様々な体験は、生涯にわたる関心と、より深い理解の礎となります。

①後継者育成の仕組みづくりと指導者の育成

- ・市民の文化活動をプロデュースするアートディレクターの育成

②子どもたちの文化創造体験の拡充

③地域文化振興の担い手育成

- ・地域の文化活動のつなぎ役を果たす文化コーディネーターの検討

2 文化によるまちづくり

文化行政は、文化の根付いた地域社会をつくりだすことです。このような地域社会をつくりだす主役は市民です。行政は、市民が住みよいまち、住み続けたいと思うまちを市民と一緒にになって、文化的なまちをつくることが求められています。地域の活性化・まちづくりは、地域の文化資源を核にすることが大切です。魅力ある文化資源を充実させ、地域や市民に目を向け、市民と協働で文化の視点に立ったまちづくりが大切です。文化芸術活動を通して、心豊かな文化的風土を育むことが重要です。

また、文化と産業振興・観光などの分野とが、連携連動した文化振興施策の展開も、ますます重要になってきています。近江八幡市を訪れる人が、文化的な魅力を感じられるように、文化によるまちづくりが大切です。

さらに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、近江八幡市版文化プログラムを検討・作成し、その取り組みを推進していきます。

①市民の企画・立案・運営による文化芸術の振興

②地域の文化団体による文化活動の推進

③学校教育における文化活動の充実

④医療機関、福祉施設等との連携

⑤東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組み
・近江八幡市版文化プログラムの検討・実践

第6章 協働の仕組みづくり

1 文化施設の有効活用

文化振興基本条例に基づき策定される本基本計画を推進していくためには、市民と市がそれぞれの役割を認識し、協働により市民文化の創造を実現することが大切です。

県・近隣市町等との連携を視野に入れ、行政における推進体制の整備を行うとともに、文化会館をはじめとする既存の施設の維持管理に努め、市民による自主的かつ主体的な文化活動が行える環境づくりを目指します。

また、文化会館については、これまで貸し館を中心として良質な文化活動の提供を推進してきましたが、周辺市の文化施設の整備が進み、施設利用が伸び悩んでいる側面があるため、今後は市民に身近な存在として積極的に利活用してもらえる環境の整備に努めます。

①文化会館の利用促進

②行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備

③施設・設備の充実等

④県・近隣市町との交流・連携

2 市民との協働

市民の文化活動は、心の豊かさや充足感を得るだけなく、活力に満ちた社会や個性豊かな地域の形成など、様々な形で地域などにも還元されます。市民個人や団体の活動は、その活動だけにとどまることなく、他の団体等との交流や市民一般への鑑賞や体験の機会を持ったり、障がい者など文化との接触に困難を伴う市民に積極的に支援するなど、公益的な活動への広がりも見せてきてています。それぞれの活動を高め、拡げるとともに、このような文化を通じた公益的な市民活動を支援していきます。

①市民文化活動への支援の拡充

②市民が主役の文化振興の仕組みづくり

③市民参画・協働型事業の充実

第7章 計画の推進

1 推進体制

これから文化や芸術振興には、市民、文化団体、地域団体、文化人、NPO、企業、行政など多様な主体の活動を欠かすことはできません。文化・芸術振興の推進にあたっては、これらの主体が協働して進めていくべきものです。文化・芸術振興の市民意識を高めることは、主体的な行動の意識と機運を生み出すものです。この計画の推進のために、市民意識の醸成とともに協働と参画のもと、活動の主体がそれぞれの役割と責任に応じて取り組めるよう推進体制を整備することが必要です。

①行政推進体制の強化

文化政策は総合的な取り組みを必要とする「まちづくり」でもあることから、各部局が相互に連携を図りながら「文化の視点」で施策を展開することも重要であると思われます。そのためには、各部局間との十分な連携を図りながら、文化政策を推進する府内体制を整備する必要があります。

②文化会館の役割

市民アンケートや文化団体へのヒアリングの結果、文化・芸術振興には気軽に参加できる企画が必要とされ、身近で文化・芸術活動を鑑賞できる機会が少ないとされております。また、文化会館のサービスの品質を高めて、活用方針を検討していくことが求められております。文化会館の今後のあり方として、従来の貸館と自主事業だけでなく、市民がよりよく利用できるように、また、文芸の郷にある安土文芸セミナリヨや周辺の施設との使い分けの検討も必要となってきています。

③施設・拠点ネットワークの整備

市内及び市周辺の文化施設間の連携・協働を検討し、既存の文化事業を相互に関連づけるなど、相乗効果が得られるような拠点ネットワークの整備が必要です。

④地域連携、広域連携

市内の地域固有の文化活動の活性化を図るため、地域間の文化交流と連携・協働を促進するとともに、周辺自治体との文化事業の連携体制を強化し、市民の文化活動のさらなる発展に寄与する必要があります。

⑤関係機関の連携

近江八幡市の文化芸術振興に関する施策を効果的に推進するため、市、企業、芸術家等、文化芸術団体、NPO・NGO、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育機関、報道機関等の各関係機関がそれぞれの役割を明確化するとともに、相互の連携強化を図る必要があります。

2 審議評価組織

近江八幡市文化振興計画の各施策、事業の進捗管理・評価、事業提案については、「近江八幡市文化振興審議会」において今後も継続して行うこととします。また、中間組織として「(仮称) 近江八幡市文化市民会議」を設置し、市民からの文化プログラム等の提言・意見を集約したり、芸術まちづくり事業を公募選定して、審議会に諮ることを検討します。

3 重点事業の設定

◎文化会館の利活用の促進

これまでの文化会館自主事業として行ってきた企画事業に加え、文化会館自らが教育や医療・福祉分野と連携し、自主事業としてさまざまな文化振興事業を行ない、加えて地域へ出かけて文化振興事業を行なう（アウトリーチ事業）事を検討します。

- ・学校教育と連動・連携したアウトリーチ活動の活性化
- ・市民参加型文化事業の展開

第3編
資 料

1 近江八幡市内所在の文化施設一覧

- ・近江八幡市役所・安土町総合支所
- ・各学区コミュニティセンター
- ・近江八幡市文化会館
- ・近江八幡市立資料館 (郷土資料館 歴史民俗資料館)
- ・近江八幡市立図書館 (近江八幡図書館 安土図書館)
- ・旧西川家住宅
- ・旧伴家住宅
- ・白雲館
- ・ヴォーリズ記念館
- ・酒游館ギャラリー
- ・尾賀商店ギャラリー
- ・ボーダレス・アートミュージアム NO-MA
- ・アクティ近江八幡
- ・旧伊庭家住宅
- ・西の湖すてーしょん
- ・滋賀県立安土城考古博物館
- ・安土城郭資料館
- ・安土文芸の郷 (信長の館・文芸セミナリヨ・あづちマリエート)
- ・安土匠の里
- ・かわらミュージアム

2 近江八幡市内所在の文化財一覧

国指定文化財

区分	名 称	所在地又は管理者	時代 年代
建造物	淨巖院本堂・楼門	安土町慈恩寺	室町
	摠見寺三重塔	安土町下豊浦	室町
	摠見寺二王門	安土町下豊浦	室町
	旧宮地家住宅	安土町下豊浦	江戸
	桑実寺本堂	安土町桑実寺	室町
	奥石神社本殿	安土町東老蘇	桃山
	小田神社楼門	小田町	室町
	長命寺本堂	長命寺町	室町
	長命寺三重塔	長命寺町	桃山
	長命寺鐘樓	長命寺町	桃山
	長命寺護摩堂	長命寺町	桃山
	五重塔	安養寺町	鎌倉
	八幡社本殿	馬淵町	桃山
	旧西川家住宅	新町二丁目	江戸
絵画	絹本著色山王権現像	淨巖院	鎌倉
	絹本著色阿弥陀聖衆来迎図	淨巖院	平安
	紙本著色桑実寺縁起	桑實寺	室町
	絹本著色紅玻璃阿弥陀像	長命寺	南北朝
	絹本著色勢至菩薩像	長命寺	南宋
	絹本著色积迦三尊像	長命寺	室町
	絹本著色涅槃像	長命寺	南北朝
	安南渡海船額	日牟礼八幡宮	江戸
	木造阿弥陀如来坐像	淨巖院	平安
	厨子入銀造阿弥陀如来立像	淨巖院	鎌倉
彫刻	厨子入木造薬師如来坐像	石部神社	平安
	木造金剛二力士像	摠見寺	室町
	木造千手觀音立像	会勝寺	平安
	木造地蔵菩薩立像	東南寺	平安
	木造大日如来坐像	小田神社	平安
	木造千手觀音立像	長命寺	平安
	木造地蔵菩薩立像	長命寺	鎌倉
	木造毘沙門天立像	長命寺	平安
	木造聖觀音立像	長命寺	鎌倉
	木造十一面觀音立像	長命寺	平安
	木造誉田別尊坐像・木造比売神坐像・木造息長足姫尊坐像	日牟礼八幡宮	鎌倉
	木造男神坐像	日牟礼八幡宮	鎌倉
	木造地蔵菩薩坐像	西光寺	平安
	木造十一面觀音立像	円満寺	平安
	木造毘沙門天立像	宝珠寺	平安

	木造大国主尊坐像	大嶋神社・奥津嶋神社	平安
	木造阿弥陀如来立像	専称寺	平安
	木造十一面觀音立像	願成就寺	平安
	木造地蔵菩薩立像	願成就寺	鎌倉
	木造藥師如來坐像	願福寺	平安
	木造阿彌陀如來坐像	生蓮寺	平安
	木造藥師如來坐像	善性寺	平安
	木造藥師如來立像	東光寺	平安
	木造素盞男尊坐像・木造大己貴命立像・木造菅原道真坐像	上野神社	平安
	木造釈迦如來立像	莊嚴寺	鎌倉
	木造聖觀音像	莊嚴寺	平安
	木造空也上人立像	莊嚴寺	鎌倉
	木造藥師如來坐像	光照寺	平安
	木造阿彌陀如來立像	西願寺	平安
	木造天津日子根命坐像・木造天戸間見命坐像	馬見岡神社	鎌倉
	木造女神坐像・木造僧形神坐像	馬見岡神社	鎌倉
	木造聖觀音立像	真光寺	鎌倉
	木造千手觀音立像	福壽寺	平安
	木造阿彌陀如來立像	西來寺	平安
	木造千手觀音立像	冷泉寺	平安
	木造藥師如來坐像	冷泉寺	平安
	木造地蔵菩薩立像	冷泉寺	平安
	木造不動明王坐像 附 木造二童子立像	伊崎寺	平安
工芸品	厨子入銅製舍利塔	淨嚴院	室町
	鉄 鐔	摠見寺	室町
	梵 鐘	善德寺	平安
	金銅透彫華鬘 附 金銅透彫華鬘	長命寺	鎌倉
	菊花螺鈿鞍・黒漆鞍・黒漆鐙	大嶋神社・奥津嶋神社	平安～鎌倉
書跡	大島、奥津島神社文書	大嶋神社・奥津嶋神社	鎌倉～江戸
	安土山下町中掟書 附 八幡山下町中掟書	近江八幡市	桃山
特別史跡	安土城跡	安土町下豊浦	安土桃山
史跡	老蘇森	安土町東老蘇	古墳～平安
	瓢箪山古墳	安土町桑実寺	古墳
	大中の湖南遺跡	安土町大中	弥生
	觀音寺城跡	安土町石寺、桑実寺、宮津、上豊浦	室町
	雪野山古墳	新巻町 (東近江市・竜王町)	古墳

●国認定重要美術品

- 木造厨子（個人蔵）

●国選択重要無形民俗文化財

- 近江八幡の火まつり

●国選定重要伝統的建造物群保存地区

- 近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区（約 13.1ha）

●国選定重要文化的景観

- 近江八幡の水郷（354.0ha）

県指定文化財

区分	名称	所在地又は管理者	時代年代
建造物	旧柳原学校校舎	安土町下豊浦	明 治
	旧安土巡查駐在所	安土町下豊浦	明 治
	沙沙貴神社本殿・中門・透塀・権殿・拝殿・楼門・東回廊・西回廊	安土町常楽寺	江 戸
	八幡神社鳥居	宮内町	江 戸
	西川家住宅	新町二丁目	江 戸
	本願寺八幡別院本堂	北元町	江 戸
	本願寺八幡別院表門	北元町	江 戸
	本願寺八幡別院鐘楼	北元町	江 戸
	本願寺八幡別院裏門	北元町	江 戸
	長命寺三仏堂	長命寺町	室 町
	長命寺護法權現社拝殿および渡廊下	長命寺町	室 町
	椿神社神門	千僧供町	室 町
	正福寺本堂・表門	魚屋町元	江 戸
	旧ヴォーリズ住宅	慈恩寺町元	昭和 6 年
絵 画	絹本著色薬師十二神将像	新宮神社	室 町
	絹本著色釈迦三尊十六羅漢像	瑞龍寺	南北朝
彫 刻	木造弥勒仏坐像	興隆寺	平 安
	木造地蔵菩薩立像	願成就寺	平 安
	木造地蔵菩薩立像	大嶋神社・奥津嶋神社	平 安
	木造阿弥陀如来坐像	西願寺	鎌 倉
工芸品	梵鐘	長命寺	鎌 倉
	梵鐘	覺永寺	鎌 倉
書跡・典籍・古文書	称讚浄土仏摂受經	淨巖院	奈 良
	織田信長朱印状	淨巖院	桃 山
	大般若波羅蜜多經	正禪寺	室 町
	長命寺文書	長命寺	鎌倉～近代
史 跡	千僧供古墳群	千僧供町	古 墳

		長福寺町	
名勝	杉原氏庭園	個人	江戸
	福壽寺庭園	福壽寺	江戸
	妙感寺庭園	妙感寺	江戸

●県選択無形民俗文化財

- 火まつり（左義長）（近江八幡左義長保存会）
- 火まつり（松明祭）（日牟礼八幡宮松明祭奉賛会）
- 火まつり（篠田の花火保存会）
- 湖南地域のソウモク行事

市指定文化財			
区分	名称	所在地又は管理者	時代・年代
建造物	旧伊庭家住宅	安土町小中	大正
	教林坊庫裏・表門	安土町石寺	江戸
	淨巖院不動堂	安土町慈恩寺	江戸
	淨巖院鐘楼	安土町慈恩寺	江戸
	奥石神社境内社諏訪社本殿	安土町東老蘇	桃山
	活津彦根神社本殿	安土町下豊浦	江戸
	新宮神社大宮社	安土町下豊浦	江戸
	新宮神社拝殿	安土町下豊浦	江戸
	多宝塔	島町 延光院	平安～鎌倉
	五輪塔群	馬淵町 真光寺	桃山～江戸
	宝篋印塔	上田町 篠田神社	鎌倉
	宝篋印塔	東川町	鎌倉
	旧伴庄右衛門家本家	新町三丁目	江戸
	石造宝篋印塔	北津田町 浄海寺	南北朝
絵画	絹本著色觀無量寿經変相図	淨巖院	鎌倉
	絹本著色釈迦十六善神像	新宮神社	室町
	絹本著色仏涅槃図	西光寺	桃山
	絹本著色織田信長像	摠見寺	江戸
	安土城古図	摠見寺	江戸
	絹本著色山越阿弥陀像	長命寺	鎌倉
	絹本著色弥勒菩薩像	長命寺	鎌倉
	絹本著色釈迦三尊像	長命寺	鎌倉
	紙本著色長命寺參詣曼荼羅	長命寺	江戸

彫刻	紙本著色菖鯉図	西光寺	江 戸
	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	円光寺	鎌 倉
	千石船繪馬額	円満寺	江 戸
	絹本著色五大明王像	願成就寺	鎌 倉
	絹本著色光明本尊図	仏性寺	室 町
	絹本著色釈迦三尊像	正福寺	南北朝
	絹本著色仏涅槃図	浅小井町野瀬出	南北朝
	木造釈迦如來立像	淨嚴院	鎌 倉
	木造薬師如來立像	平等寺	鎌 倉
	木造釈迦如來坐像	教林坊	室 町
	木造阿彌陀三尊像	福生寺	鎌 倉
	木造阿彌陀如來立像	東光寺	平 安
	木造弁財天女坐像	千光院	室 町
	木造地蔵菩薩立像	日吉神社	平 安
	木造四天王立像	長命寺	鎌 倉
	木造大日如來坐像	長命寺	桃 山
	木造大日如來坐像	東川町	鎌 倉
	木造狛犬	円山神社	鎌 倉
	木造二天王立像	光照寺	鎌 倉
	木造阿彌陀如來立像	正福寺	鎌 倉
	木造仮面	馬淵町鉢之本共有	室 町
	木造男神像・木造女神像	日牟礼八幡宮	13~14世紀
	金銅地蔵菩薩坐像	旅庵寺	鎌 倉
	木造釈迦如來立像	極樂寺	鎌 倉
	木造大日如來坐像	興隆寺	平 安
	木造薬師如來坐像	医王寺	平 安
	木造狛犬	加茂神社	鎌 倉
	木造阿彌陀如來立像	願成就寺	南北朝
	木造阿彌陀如來坐像	長光寺	平 安
	木造獅子頭	長光寺	南北朝
	木造聖觀音立像	瑞龍寺	南北朝
	木造釈迦如來坐像	洞覚院	鎌 倉
	木造阿彌陀如來立像	西福寺	平 安
	木造阿彌陀如來立像	法性寺	平 安
	木造不動明王立像	真静院	鎌 倉

	木造阿弥陀如来立像	延光院	鎌倉
	木造聖觀音菩薩坐像	阿弥陀寺	南北朝
	木造阿弥陀如来立像	巖淨寺	平安
	木造阿弥陀如来立像	光照寺	平安
	木造阿弥陀如来立像	莊嚴寺	鎌倉
	木造狛犬	森尻町	南北朝
	木造聖觀音立像	伊崎寺	平安
	木造帝釈天立像	伊崎寺	平安
	木造天部形立像	伊崎寺	平安
	木造釈迦如來坐像	浅小井町東出講中	平安
	木造十一面觀音菩薩立像	西願寺	平安
	木造阿彌陀如來坐像	報恩寺	鎌倉
	木造阿彌陀如來立像	東漸寺	南北朝
	木造阿彌陀如來立像	正宗寺	江戸
工芸品	石灯籠	沙沙貴神社	鎌倉
	伝豊臣秀吉所用陣羽織	摠見寺	桃山
	伝織田信長所用陣羽織	摠見寺	桃山
	判金	摠見寺	桃山
	宝篋印塔	淨嚴院	南北朝
	鉦鼓	日吉神社	桃山
	黒漆磬架	長命寺	南北朝
	梵鐘	願成就寺	桃山
	金銅裝笈	伊崎寺	室町
書跡	版本大般若経	長命寺	鎌倉
	新撰菟玖玻集上・下	個人	室町
	大般若経	願成就寺	平安～江戸
	石工文書	岩倉恵比須講	桃山・江戸
	蓮如上人消息	真念寺	室町
	大般若経	福圓寺	室町～江戸
考古資料	短甲	千僧供町	古墳
	刀劍	千僧供町	古墳
名勝	教林坊庭園	安土町石寺	
天然記念物	ハナノキ	長光寺町	
有形民俗文化財	石標	摠見寺	室町
有形民俗文化財	千石船模型	円満寺	江戸

●国登録有形文化財

国登録有形文化財		
名 称		所在地
白雲館		為心町元
前田家住宅洋館		土田町
前田家住宅表門		土田町
日牟禮庵主屋		西元町
日牟禮庵座敷		西元町
日牟禮庵旧流し場		西元町
日牟禮庵離れ		西元町
日牟禮庵西土蔵		西元町
日牟禮庵東土蔵		西元町
日牟禮庵高塀		西元町
近江八幡ユース・ホステル (旧蒲生郡勧業館)		円山町
吉田悦藏家住宅本館		池田町五丁目
吉田悦藏家住宅離れ		池田町五丁目
吉田悦藏家住宅茶室		池田町五丁目
吉田悦藏家住宅塀		池田町五丁目
魚友樓洋館 (旧八幡警察署武佐分署庁舎)		武佐町
近江兄弟社学園ハイド記念館		市井町
近江兄弟社学園教育会館		市井町
西願寺本堂		船木町
旧中川煉瓦製造所ホフマン窯		船木町
旧中川煉瓦製造所事務所		船木町
旧中川煉瓦製造所機械場		船木町
旧中川煉瓦製造所繩縫工場		孫平治町一丁目
ヴォーリズ記念病院礼拝堂		北之庄町
アンドリュース記念館 (旧近江八幡 YMCA 会館)		為心町中
ウォーターハウス記念館本館 (旧ウォーターハウスレジデンス主屋)		池田町五丁目
ウォーターハウス記念館門及び塀 (旧ウォーターハウスレジデンス門及び塀)		池田町五丁目
日本基督教団近江金田教会礼拝堂		鷹飼町
ヴォーリズ記念病院旧本館 (ツッカーハウス)		北之庄町
東家住宅主屋		安土町下豊浦
東家住宅土蔵		安土町下豊浦
東家住宅石垣		安土町下豊浦

3 近江八幡市文化振興条例

○近江八幡市文化振興条例

平成26年3月25日

近江八幡市条例第3号

(前文)

近江八幡市は、世界有数の古代湖である琵琶湖とその内湖、水路などに象徴される景観と多様な動植物の生態がみられる豊かな自然に抱かれている。

歴史文化に目を向ければ、古来よりの歌どころである老蘇の森、県内では最古最大級の瓢箪山古墳、戦国の雄たちの居城であった觀音寺城、安土城、八幡山城など、著名な史跡に恵まれ、中山道、朝鮮人街道、八風街道などの陸路と湖上水運の要所として人と物資の往来が絶えず、いつの時代にあっても豊かな生産力が維持されていた。

このような豊かさを背景に持つわたしたち近江八幡市民は、自然や風俗・習慣・歴史などの文化の恵みを、市民共有の財産としている。社会をめぐる諸条件の変化により、伝統的な文化や価値観の継承が困難となりつつある今日、次の世代に引き継ぐこと、また様々な新しい文化を理解し調和させていくことなど、意識的な取り組みが必要となっている。そのためには、私たちは地域の歴史と風土に学び、地域の良さをあらためて認識することに努め、それらを活かした多彩な文化活動の振興を図るものとする。

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性及び活力の豊かな地域の文化生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及び電子機器等を利用したもの。）等の芸術、地域において継承されてきた文化的資産（有形及び無形の文化財、生活文化等）、人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景等をいう。

(2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらを支える活動をいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として取り組むこととする。

(1) 文化活動を行うことが市民の権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動に参加できる環境の整備が図られなければならない。

(2) 市民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

(3) 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

(4) 先人たちの営みによって築かれた文化が市民共有の財産としてわかつちあわれ、次代に引き継がれるよう配慮されねばならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化活動を担う主体であることに鑑み、様々な機会を通じ相互に理解し、尊重し、交流を深めることにより文化の振興に寄与するよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 広く市民の意見が反映されること。

(2) 文化活動を行う団体及び個人（以下「団体等」という。）では実施が困難なものに取り組むこと。

3 市は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制の整備、財政上の措置に努めるものとする。

4 市は、市が実施する各種の施策において、文化振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

5 市は、団体等の自主性及び団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動及びその相互の連携が促進されるよう、助言、環境の整備その他の支援を行うものとする。

(文化振興基本計画)

第6条 市長は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 市長は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く市民の意見を聴くとともに、第16条に定める近江八幡市文化振興審議会に意見を求めるものとする。

(多様な文化資源の把握等)

第7条 市は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(協働の仕組みづくり)

第8条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う文化活動の充実を図るため、市民、芸術家等、事業者、教育機関等及び市との間における様々な協働が活発に行われるよう、協働の仕組みづくり及び場の整備等を行うものとする。

(子ども、高齢者、障がい者等の文化活動の充実)

第9条 市は、全ての市民の文化活動への参加を実現するため、文化活動の範囲を制約されがちな子ども、高齢者、障がい者等が文化に親しみ、これに参加し、又は自主的な文化活動が活発に行われるよう施設の整備、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交流)

第10条 市は、文化の向上を図るため、国内及び海外との文化の交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(歴史的文化遺産)

第11条 市は、地域の文化財、伝統的な行事等の歴史的文化遺産の保存及び活用並びに伝統的な芸能の継承及び発展を図るため、歴史的文化遺産の調査、維持管理、修復、整備及び公開に努めるとともに、伝統的な芸能の活動の場及び鑑賞の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域産業の振興)

第12条 市は、市民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の担い手の育成)

第13条 市は、文化活動を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(文化的都市景観の形成)

第14条 市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

(顕彰)

第15条 市は、文化の振興に関し功績のあった団体等の顕彰に努めるものとする。

(審議会)

第16条 市における文化振興に関する事項について調査及び審議するため、近江八幡市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 文化振興基本計画の策定に関する事項
- (2) その他文化の振興に関する重要事項

3 審議会は、文化の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織し、市長が次に掲げる者の中から委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者（文化に関し識見を有する者を含む）
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 近江八幡市文化振興審議会規則

○近江八幡市文化振興審議会規則

平成26年7月1日

近江八幡市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市文化振興条例（平成26年近江八幡市条例第3号）第16条第6項の規定に基づき、近江八幡市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、文化振興主管課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

5 近江八幡市文化振興審議会委員名簿

【近江八幡市文化振興審議会委員】

(敬称略)

役職	氏名	所属等
会長	中川幾郎	帝塚山大学名誉教授
委員	石丸正運	前滋賀県立近代美術館長
委員	秋村田津夫	近江八幡市商工会議所 会頭
委員	三村善雄	安土商工会 前会長
委員	隨井佳子	近江八幡市文化団体連合会会长
委員	川島学	近江八幡青年会議所 理事長 (平成27年12月31日まで)
委員	塙本健一	近江八幡青年会議所 理事長 (平成28年1月1日から)
委員	中江幸男	安土町文芸の郷振興事業団 理事長
委員	岡本久子	公募委員
委員	菅井恵子	公募委員
委員	津村孝司	近江八幡市副市長